

令和7年第4回農業委員会議事録

令和7年4月25日

長瀬町農業委員会

令和7年第4回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和7年4月25日
開催年月日 令和7年4月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人
閉会時刻宣告者 14時24分 事務局長 常木 真人

会 長 宮澤 史明

○出席委員

農業委員

席次	氏 名	席次	氏 名
1	常木 三郎	11	野原 重信
2	林 春政	12	島田 暁
3	武井 哲夫	13	宮澤 史明
4	朽原 仁		農地利用最適化推進委員
5	野原 隆男	第1区域	堀口 栄一
7	井上ゆかり	第2区域	坂上 健司
8	山口 俊司	第3区域	須賀 勤
9	齊藤喜久夫	第4区域	野口 稔
10	松本 高正		

○欠席委員

6 鈴木 智子

議事参与者 事務局長 常木 真人 事務局 小川 竜太
事務局 大谷 大河

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請4件について
- (2) その他
 - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 ただいまより令和7年第4回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに、宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○会長 皆さん、こんにちは。

新年度になりました。7年度も引き続きよろしくをお願いいたします。

先ほど辞令交付をさせていただきましたが、野原さんから大谷さんにバトンタッチされたということで、小川さんがいるので心配はないんですけども、大谷さんが最初は慣れないところがあると思いますが、よろしくをお願いいたします。

さて、いよいよ雑草の季節といたしますか、今年も猛暑が予想されておりますので、くれぐれも体調管理には気をつけていただきたいなというふうに思います。

本日の議題でございますけれども、第3条に関わる4件ありますので、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届出が鈴木委員よりありましたので、報告させていただきます。

◎議事録署名人の指名

○議長 次に、議事録署名人の指名を行います。

7番、井上ゆかり委員、8番、山口俊司委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に7番、井上ゆかり委員、8番、山口俊司委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで、諸般の報告をいたします。

4月3日に宝登山神社の例大祭が開催され、式典に出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請4件について

○議長 それでは、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請4件についてを議題とします。

農地法第3条、番号1、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条、番号1について説明します。

譲受人が、———、———さん。譲渡人が、———の———さん。

次に、申請土地の表示ですね、大字———の1筆です。地目は畑、面積は595平米です。今回、権利の内容は、売買による所有権移転となります。

では、参考資料のほうですね、こちらのページのほうの図面と構図のほうです。対象の場所が、井戸中郷区で、水管橋のそばにあります長瀬オートキャンプ場、この入り口からおおよそ北東に50メートルほど進んだキャンプ場に隣接している畑になります。

次に、この農家の状況ですが、現在長瀬町では、譲受人の方は農地は所有しておらず、対象農地を実質的に耕作を現状している状態であります。農業従事者はご本人のみで、年間従事日数は200日です。

次に、資金計画のほうは、土地購入費——円で、資金調達方法は——となりまして。

次に、計画の内容ですね、今回取得する農地が、地目は畑、面積595平米で、利用状況、現状はジャガイモ等を耕作中であります。次に、作付計画のほうは、スイカや、今育てているジャガイモ、あとは露地野菜やムクゲ等を耕作予定となっております。作付自体は、もう現状ジャガイモ等を既に栽培しておる状態です。

農地の種別としては、中山間地帯等にある農業事業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。その他の情報としては、自然公園の第2種特別地域にあり、町道井戸40号線に接している状態です。

以上で説明のほうを終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明ですが、6番、鈴木智子委員は本日欠席のため、推進委員の野口委員の説明をお願いいたします。

○野口 稔委員 4月22日火曜日、事務局の大谷さんと農業委員さんと私で現地確認をしました。

場所は、先ほど大谷さんの説明があったとおり、県道からオートキャンプ場のほうへ下りていって、実際オートキャンプ場の中に入って行って、そこにも書いてあるように、畑がありまして、今現状、——さんが——さんから畑を借りて栽培をしています。3人で確認して、——さんはオートキャンプ場のオーナーになるのかなと思います。実際にもう長瀬に住んでいて、ジャガイモとか、いろいろ作っております。

現地を見ましたが、申請の事由にも書いてあるとおり、現状農地として活用している畑を——さんが引き継ぐものであります。所有権の移転に問題はないものと思います。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 野口委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

——さん、もうこっちへ住んでいるの。

○野口 稔委員 もう住んでいるみたいですよ。

○議長 長瀬へ。

○野口 稔委員 うん。

○事務局長 住所は変えていないのか。

○事務局 住所は変わっていないんですけども、キャンプ場のそばに、比較的最近、ここ二、

三年前ですかね、建てた新しいお家があるので。

○事務局長 ——の豪邸が。

○議長 それは、近くに住んでいるの。

○事務局 そうですね。最近建ったお家なので、私も調査で行ったので。

○事務局長 若いんでしょう。

○事務局 そうですね、30代。

○議長 30代。

○事務局 多分、当日見たのがオーナーさん。

○議長 80代。

○事務局 本人は来ていなかったんですね。その——さん本人は来ていなかった。——さんは31歳だったと思います。

○野口 稔委員 この人が——さんなんだね。

○事務局 はい。

○野口 稔委員 じゃ、この人ね、孫です。

○事務局 おばあちゃんは、そうですね。

○野口 稔委員 元気な人。

○9番齊藤喜久夫委員 ——さんって女の人なの。

○野口 稔委員 だから、——さんというのは、実際、当日はいなかったです。だから、お孫さんですよ。

○9番齊藤喜久夫委員 いや、分かんないよ。

○事務局長 キャンプ場のオーナーの孫ということ、——さんがね。

○事務局 じゃ、——さんが耕作している。

○事務局 そうですね、一応計画としては本人だけでやると出ているんですけども、恐らくご家族の方も。

○事務局長 やると。

○事務局 はい。手伝ったりもしているのかなといったところで。

○事務局 一族で。

○議長 これだけ見ると、——から——さんが通ってやるように見えるがね。

○9番齊藤喜久夫委員 そうだね。だから、通ってやるかなと思って。

○事務局 そうですよ。

○9番齊藤喜久夫委員 今まで農業をやっていなかったという説明だったから。

○議長 そうそう、そこは重要だよな。

○事務局 すみません。

○議長 しっかり、受け手の方がしっかり土地を管理していただくかどうかというのがポイントなので。

○9番齊藤喜久夫委員 まあ3条だから、いってことはないんだけど、いずれにしろ農業振興ということで農業委員会で見ると、そこをちゃんと見ないとまずいかなというもの。私が言う話じゃないけれども。

○議長 野口さんが見ていただいたんで、大丈夫ですよ。

○野口 稔委員 大丈夫です。

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は農業委員会として許可したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手があったので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

続きまして、農地法第3条、番号2、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条、番号2について説明します。

譲受人が、———、———さん。譲渡人が、同じご住所で一緒に住まわれている———さん。

今回、申請の内容が、お父さんからお子さんへの親族間での贈与という形になります。なので、今回ちょっと申請対象の土地のほうは15筆と少し多かったので、ちょっと今回、参考資料のほうを、1-2なんですけれども、こちらを3分割して資料をお出ししています。ちょっと今回たくさんありますので。

なので、主な場所なんですけど、今回はたくさんあるので、案内図のほうはピンク色のマーカーで今回示しました。主な場所が、まずは——さんと——さんのお住まいのご自宅の周辺ですね。あとは、第一小学校の南側ですね。あと、1件だけなんですけど、少し1-2の(3)の資料、3枚目の資料になるんですけど、そちらの一番最後の筆で、本野上の字————というところで、こちらがかなり離れておまして、氷池のさらに西側の100メートルほど上がった土地で、ちょっと氷池から車を止めて、さらにちょっと100メートルほど歩いて上った先にある沢沿いの土地ですね。そこだけちょっと離れているような状態です。なので、面積の合計が7,513.14平米ですね。

畑自体なんですけど、全て耕作というわけではないんですけど、一部に関しては、山の中の土地もそうなんですけど、一部の土地は休耕中というような形になっている状況ではあります。

現在、主に耕作中のところが、——さんのお住まいのご自宅周辺ですね。耕作しているものが、主にジャガイモなどの野菜ですね、現在やっているものが、こちらのジャガイモなどの露地野菜になります。

農業従事者としては、——さんご本人と、——さん、お父さんですね。あとは、——さんの奥さんの3名で、従事日数が、ご本人が300日、お父さんも300日、奥さんが150日で計画をしている状況です。

計画内容として、作付品目が、今後大根や白菜等を追加で耕作する予定であります。

現状農地の状況としては、こちらも中山間地帯等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、第2種農地と判断されます。その他の情報としては、県の自然公園ですね、——さんのお家周辺と小学校の南側の土地に関しては、普通地域ですね。山沿いの土地と山奥の農地のほうですね、こちらが山間部になりますので、第3種の特別地域に当たります。こちらも主に、普通地域にある農地に関しては、町道の24号線と25号線に接道しているものが大半となっている状況であります。

以上で説明のほうを終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 説明と言われても。

——さん、もうすぐ定年になるそうで、二、三か月前のこういう会議があったときも、——さんの姉さんに1回土地をくれたのが、——さんの姉さんがもうできなくなったという

んで返されたというのもあるんだよね。でも、60ぐらいじゃ、一番働き盛りなんで、頑張っ
てやってもらえばいいなと思っています。

以上です。

○議長 山口委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

4月22日、事務局の大谷さんと現地確認、15か所回ってきました。この図にもありますよ
うに、一小付近が4か所、それから母屋周辺、母屋は先ほどお話がありましたように、一小
から東へ500メートル入ったところ、この辺に6か所、それから母屋の前に沢があるんです
けれども、沢の南が2か所、あと線路脇が2か所、それで、あともう一件が、氷池上の山
の中、これが1件ありまして、全部で15か所ございました。

母屋周辺が、やはり野菜を作っているほかは、あとの状況は、母屋周辺は先ほど言ったよ
うにいろいろ作ってございましたけれども、ほかはちょっと手が届かないという状況で、写真
にもありますように、草地のところが多いように見てまいりました。

今回は、親から子への贈与というケースで、現況が変わるわけではないと思いますので、
特に問題はないんじゃないかなと、そのように感じて見てまいりました。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○須賀 勤委員 ちょっと1件、田んぼの地目で登録してあるんですけども、これ実際には、
上の写真を見ると田んぼというよりは、植わっているとしても桜か梅なのか、ちょっと分か
りづらいんですけども、なので、どうせ登記してもらうんですから、田んぼを外したほう
がいいんじゃないかなという感じがしないではないんです。

先々、田んぼみたいなあれで使えるんだったらあれなんだけれども。梅だか桜だか、どっ
ちだか分からないけれども、よくとって梅が植わっているという。

○堀口栄一委員 いや、実際立ち会いまして、見たところ、山の中なんですね。それでもウク
マザサがいっぱい生えていまして、あとはむしろ畑にするより、果樹園にしたらどうかと、
それは非常に感じる場所です。

今回は、ただ相続ということなので、あとは相続税の対応をしていただくだけかと。

○議長 本音を言うと、相続で所有権は黙っていても移るんです。だから、ここを申請しなく

でも何ら問題はないということです。

恐らく、田んぼは山林化しているし、田んぼとして使うわけでもない。先は見えているわけですけども、本音の部分で言えば、相続ということらしいので、今回はこれでよろしいのかなと思います。

○須賀 勤委員 通常はね、こんな手続しないもんね。

○事務局 そうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 この際だからやっちゃおうという感じなんでしょう。

○事務局 恐らく、山口さんの話であったように、伯母さんの土地をまず自分の土地にしなくちゃと動いた流れで、こちらの実のお父さんが持っている土地のほうも、今後、相続人が何人いるかもこちらでは分かりかねるところもあるので、全て、多分お前に任せたぞという話を多分されて、あくまでも想像なんですけれども、そこを今の段階で所有権を移しておこうという多分家族間の話でもあったのかなという想像で、その現場で話をした中でも、この手続ってやらなくてよかったのかなみたいな話もあったみたいなので、ちょっと少し先走ったかなというのは本人としてもあったみたいですよ。

○9番齊藤喜久夫委員 通常ないですよ。

○事務局 そう。

○9番齊藤喜久夫委員 通常はそんなことやるの面倒くさいからね。

○議長 書類書くだけだからね。

○事務局 そうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 金、かかるよね。

○事務局 金かかります。そうなんです。

○8番山口俊司委員 贈与税は取られる。

○事務局 幾らか税の関係も出てくるかとは思いますが。

○8番山口俊司委員 相続税のほうが絶対高いですよ。

○10番松本高正委員 でも、分かっているんでしょ。

○事務局 少し急ぎ過ぎてしまったかなというのがあったのは、恐らく伯母さんの土地を受けた中で、おやじのもやっておかなくちゃってということで、早めに動いてしまったということだと思います。

○10番松本高正委員 税金が入るんだからいいんじゃないですか。

○事務局 国税。

○事務局 確かに、固定資産税のほうは変わらないですから。

○事務局 あくまでちょっと想像になるんですけども、恐らくそういうことだと思います。

○9番齊藤喜久夫委員 書類があるんだから大丈夫でしょう。

○事務局 そうですね、地目、田になっているところも、やはり以前は耕作はされていたように、それもたしか三、四十年前までは小学校のほうから上まで運んで。

○議長 そうそう。みんな谷はちっちゃな田んぼが並んでいたんですよ。ほとんど、今は姿を残していないけれども、だからそれは地目が田んぼなだけで、実際はもう田んぼではない。

○事務局 そうですね。

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

続きまして、農地法第3条、番号3、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号、農地法第3条、番号3について説明します。

譲受人が、———、———さん。次に、譲渡人が、———、———さん。

こちらの申請地の場所ですね。こちらが役場の裏手のほうになるんですが、アメリカンハウスという宿泊施設があるところのそばですね、そちらの南側に位置する土地3筆、大字字———の———、———、———の3筆です。地目は全て畑で、面積の合計が636平米であります。権利内容は、売買による所有権移転となります。

現状、こちらの農地なんですが、今のところ休耕中という形で、特に何か耕作はまだされてはいない状況であります。ただ、農業従事者に関しては、申請者の———さんご本人とご家族

1名、あとはお手伝いという形でもう一名の3名ですね。従事日数としては、本人が200日、世帯のご家族が100日、お手伝いの方が50日という計画であります。

資金計画については、購入費が——で、資金調達方法は自己資金となります。

今後の計画内容としては、対象の畑にお寺さんのほうで植わっているイチヨウ、あとは柿などを植える予定であります。作付の時期としては、10月から11月頃、秋から冬手前にかけてですね、植える予定ということであります。

農地の状況としては、こちらが駅・役場等から500メートル以内の区域の農地ということで、第2種農地と判断されます。その他の情報としては、こちらが山沿いの土地になるので、県の自然公園のこちらは第3種の特別地域になります。あと、接道に関しては、町道には接していないんですが、認定外道路、赤道ですね、図面上の、そちらの道に接している状態となっております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 4月22日に事務局の大谷さんと推進委員の堀口さんと私と——さんでこの土地を見に行きました。

場所が、セキ薬品とフジマートの間をずっと入っていくと、総持寺というお寺があるんですけども、そこから突き当たって右のほうに300メートルぐらいでしょうか、行ったところなんですけれども、その——さんというのと……今、——さんだけだっけ。

○事務局 次のほうで——さんですね。

○8番山口俊司委員 ——さんというのが、——だそうで、それで畑が面倒見られなくなったからどうにかしてくれということで、なったんじゃないかなって。

○事務局 そのとおりですね。

○8番山口俊司委員 こっちのあれを見ると、636平米あって4万円ってあるんだよ。要らないとなると、こういうことなんか。さっきやったのは600平米あって90万だったからね。買いたいとなると、こういう価格で。

その土地には、イチヨウが、おじいさんが開発したというか、交配して作ったイチヨウなんだそうですけれども、チチブモリという名前をつけて、そのイチヨウを植えようなんていう話をしていました。これから——さんのほうに面倒を見てもらうことで、問題ないと思いま

すので、一つよろしく申し上げます。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

4月22日、農業委員の山口さん、それから事務局の大谷さん、あと———さんで現地確認を行いました。

もとは桑畑ということで、周りにはまだ桑が、境桑として植わってございましたけれども、3年ぐらい前から、———さんが草刈り等を行って管理していますということで、まだ枯草の状態ございました。山際での動物も結構出るといってございます。

また、—さんのほうの、———さんのお話ですと、先ほど山口さんのお話があったように、イチョウ、特殊なチチブモリというイチョウを植えるということで、管理していきたいというお話を承っております。特に問題は感じられておりません。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

—さんは、銀杏を出荷しているのかね。

○堀口栄一委員 いや、まだね、苗木を育てているさなかです。どういう銀杏ができるか、ちょっと分からないですけども。

○事務局 ものとしては、総持寺の南側のそばで借りている方の畑の敷地内に挿し木したイチョウの。

○議長 苗木を。

○事務局 そうですね。苗木が数十本、いや、もっとあったかな。30センチ間隔で敷き詰められていたので。準備は既に大分前からされていたようなので。

○議長 銀杏にするのも大変だよな。

○事務局 そうですね。苗木自体はもう既に二、三メートルのものが数十本から、100本はいかないか、でもそれぐらいたくさん、もう既に植えてはいるような。

○議長 ———さん。

○事務局 そうですね。なので、———さんの一族というか、—さん一族でという形ですね。

ものが、境内に植わっているでっかいイチョウの枝分けしたものであるということで、そちらが独自品種ということで、チチブモリということらしいんですけども。なので、将来的に増

やせたらなということで、お父さんの代から接ぎ木したものを近くの畑に蓄えてきたような形で。

○議長 どうでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

続きまして、農地法第3条、番号4、——氏所有の農地を——氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号、農地法第3条、番号4について説明いたします。

こちらも番号3と同様、譲受人が、——さん。次に、譲渡人が、——の——さん。

こちらの申請土地なんですが、番号3にありました土地に隣接する土地ですね、字根岸1161番1の1筆、地目がこちらも畑で、面積が919平米、権利内容も同様に売買による所有権移転となります。

こちらも現状休耕中という形になりまして、農業従事者に関しては、先ほどと同様ですね、本人含めた3名で行う予定であります。従事日数は、先ほどと同様で、本人200日、世帯員のご家族100日、お手伝いのお知り合いの方50日ということになります。

資金計画については、土地購入費が、——で、資金調達方法は自己資金となります。

こちらの今後の作付計画については、イチヨウを植える予定ということで、こちらも10月から11月頃から耕作の予定ということになっております。こちらの農地の状況も、番号3と同様、第2種農地と判断されます。自然公園の地域に関しても、こちらも同様、第3種の特別地域という形で、接道は主に赤道、認定外道路から接しているという状態になります。

以上で説明のほうを終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 先ほどの————さん、この土地の一段下の畑なんですけれども、やっぱりこの人も————ということで、高齢で面倒が見切れなくなったんじゃないかなと思うわけです。先ほどと同じに、イチョウの木を植えるようなことを言っていました。一つ、審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 山口委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

先ほどの現地のすぐ手前の畑ということで、内容的には同じです。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思います、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、まず5月の委員会日程でございます。

次第にありますとおり、5月の委員会は5月26日月曜日午後1時30分からとしたいと思

ますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、5月26日月曜日午後1時30分からといたします。

なお、農振協議会につきましては、農業委員の皆様には併せてご出席をお願いいたします。

その他で事務局から何かありますでしょうか。

○事務局 現在なんです、まだ申請などが出たわけではないんですが、1件相談という形で、同じ3条の関係で来ておりまして、こちらが以前、役場の裏手に—————があったんですが、あそこを取り壊して、土地を所有された方で、——さんという方なんです、その方が、隣にまた別の方の所有している畑で、今は何も耕作されていない畑があるんですが、そちらを3条で入手して、ちょっとそちらでミモザを育てて、耕作して栽培のほうをしてみたいという形で、ちょっとご相談がありまして、事務局としては、一度その相談が来たときに、3条の移転というよりは、まずは借りるような形で育ててみてはどうかということで、一度ちょっとお話ししたんですが、ちょっと委員会の委員の皆様にもご意見を何かいただけたらなと思っております。

○事務局 あと、補足といたしまして、その井上さんというのが、—————
——、いろいろと手広く事業のほうを進められていて、その中でミモザに注目されたという、そのミモザを栽培して、ドライフラワーとか、そういった事業をやっていききたいと今お話があるそうで、その土地の地権者は、先ほどの——さんとかと同様に手放したい意向がもう強くあるみたいです。面積も、幾つだったっけな、1,000、2,000ぐらいかな。

○事務局 1,000平米ほど。

○事務局 1,000平米ほどで、もう譲ってくれると言っているんで、——さんとしてはもうすぐにもらって、花をやっていききたいという話があったんですけども、まだ何もやったことなく、やったこともないので、1回借りてからどうですかという相談をして、ちょっと皆さんにも意見を聞いてみますというところで、今農業委員会として話をさせていただいております。

——さん、以前もいろいろやっていききたいという意欲はすごく高い方で、以前も宮澤会長の方に、山椒、そういったこともやったりだとか、それが、そのときはうまくいかなかった、そういったこともあったので、1回借りてみてはどうですかと今提案をしているところで、ちょっと皆さんの意見をお聞きできればなと思って、今相談させてもらっています。

○議長 補足、今のお話と同じなんですけれども、——君からは事前に相談があったのが、山

椒の実と葉を加工品として出したいと。加工製造のほうは既に加工所が整備されているがあるので、そこで作れる。その材料として実と葉が欲しいということなので、苗木まで用意したんですが、夏、去年の猛暑でやられて、鉢で管理していたので、猛暑が効いたのかなと、枯れてしまったんですね。じゃ、来年もう一回やり直そうということになっています。土地のほうは、私のほうで近場の人を当たって、貸していただける方を1人、当てがつかないと思いますので、苗木の準備ができれば、それに切りかかりたいということです。

それと、ミモザの話は、出口のほうがどうもしっかり、話を聞いたらしているので、問題は、ミモザの栽培と、それからドライフラワーの技術は恐らくマニュアル化されたものがあるんでしょから大丈夫だと思うんですけども、ドライフラワーにする施設が必要ですよ。掘っ建て小屋のようなバイパスではなくて、きちんと基礎が必要な施設だとすれば、それはそれとしてまた農転にかけなくてはいけないかなという気はしますけれども。

いずれにしても、長瀬町で非常にやる気のある1人の青年ですので、できれば農業委員会としてもフォローしてあげたいなという気持ちでおります。

以上です。

- 須賀 勤委員 ミモザというのは、ドライフラワーにするというと花卉類。
- 議長 花卉ですね。枝ものだと思います。
- 須賀 勤委員 農地の花卉類で。
- 議長 花卉類ですね。
- 須賀 勤委員 法律的には駄目という兼業は、今ゼロから出すということはあるんですけども、取得はできるわけですよ。
- 議長 生の枝ものとして、花卉で出荷する技術ではなくて、咲いたやつをドライフラワーにするという。ただ、分類からすれば花卉ですね。
- 事務局 一応、花卉組合長のスガさんにも、そういった話があるというのは事前にさせていただいておまして、もし本格的にやるようであれば、その組合のほうに一度入られたほうが、出荷のルールだったりとかもあるということなので、もし本格的にやるなら相談してほしいということはお話はしております。
- 須賀 勤委員 ドライフラワーとなるとちょっと違う。
- 事務局 そうなんですよね。
- 須賀 勤委員 みんな、花卉組合というと生花ですから。
- 議長 恐らく、相当の需要があるんだろうと。それを握っているんで、本当なら委託して、

そこへ中間で入って流してもうけるのがいちばんもうかる。自分でやるというところがね。

○事務局 そうですよ。

○須賀 勤委員 そこは、日当たりの、そういう作物的には。

○事務局 日当たりは問題ないと思います。

○9番齊藤喜久夫委員 ドライフラワーの製品にする花にするまで、どのぐらいかかるの。

○事務局 それは、分かんないな。

○9番齊藤喜久夫委員 ミモザそのものは町内にもあるので、毎年もらう人もいるんだけど、結構大きなのでないと、製品としてね、例えばちっちゃいんだったら花なんか何本で終わっちゃうじゃないですか。結構大木というか、大きな木にならないと、量はさばけないんじゃないかなと。要は、製品としてなるのにどれぐらいの期間がかかるのか。

○議長 調べたことはないですけども、恐らく……

○9番齊藤喜久夫委員 何か、全然分かんないんでね。

○議長 これは、ゆっくりかかると思います。

○9番齊藤喜久夫委員 結構時間かかるし、今、会長の話にあったのは、その後の施設の関係とか、いろいろ設備投資だけで倒れちゃうんじゃないかなというような感じは、今聞いていたんだけど。将来性というかね、新しい商品に取り組むという姿勢はすごくいいと思うけれども、その現実的な費用対効果というか、生産性というか、そういうの、ある意味ないと、いいも悪いもないのかなというような感じがするんだけど。

○議長 彼のことから、恐らくその辺の説明を求められても、説明ができるようにということだね。

○10番松本高正委員 賃貸だと、ここへ入ることはないわけですよ。当事者同士だよ。

○事務局 当事者同士で、審議には入ります。

○10番松本高正委員 入るのは入るんだ。

○事務局 入るには入ります。賃貸とでも。

○10番松本高正委員 ここへのっかってくる。

○事務局 ここにのっかってきます。よく話のある中間管理機構を介しての賃貸になるので、いずれにしてものっかってくることにはなるんですけども、はなから所有権移転と、1回試してみようという、どっちかというところで。

○議長 所有権移転は、本人よりも地権者のほうなんだよ。

○事務局 そうですね。地権者の。

- 議長 だから、本人のほうは使用权だけでも多分大丈夫だと思うんだけど。土地の所有者が手放したいということなんだよ。
- 事務局 そうなんですよ。
- 須賀 勤委員 貸すんなら、買ってくれという。
- 事務局 そういうことです。
- 議長 さっきの話だよ、——でもいいから買ってくれという。
- 事務局 はい、そうですね。
- 9番齊藤喜久夫委員 そこまではのれないよね。相談するのは当事者同士になるわけでしょう。
- 事務局 そうですね。
- 9番齊藤喜久夫委員 そこからだよね、だとしたら。
- 事務局 そうですね、もしかしたら土地も。
- 10番松本高正委員 この委員会で言えることというのは、それは意見を出してもらって、その人にこうしたらいいんじゃないのということぐらいしか言えない話ですよ。あるいは、手続上の話とか。
- 事務局 あとは、ちょっと厳しい言い方をすると、まだ正式に所有権移転されて、その人がちゃんと耕作できるのかと不安なときは意見を言って。
- 議長 使用权もここでストップできるんですよ。
- 事務局 そうなんです。
- 議長 だから、ちゃんとやる技術を持っているかどうかという、保証が危うければ、許可しないということもできますので。
- 10番松本高正委員 じゃ、その話をして、下準備をまずしてもらわないといけないということだね。
- 事務局 そうですね、ぽっと出てくるよりも、ちゃんとそういった経路などをはっきり示した上で出してもらおう。
- 10番松本高正委員 うわさでは厳しいようだといって、その厳しさを1回出しておかないと。何とか大丈夫じゃないという話じゃなくて、こうしないと駄目ですよという話をしてもらわないと。ここでの意見にはならないよね。
- 事務局 分かりました。
- 10番松本高正委員 だから、それは総括としてそういう話をしてもらってからの話になる

んじゃないですか。

○事務局 はい。

○10番松本高正委員 と思いますけれども。

○事務局 分かりました。では、また井上さんにもそのお話をしてみます。

○須賀 勤委員 山椒を植えて枯らしたというんですけれども、山椒を植えているのは日陰な
んですか。

○議長 その山椒は、プラ鉢で管理しちゃったんです。

○須賀 勤委員 プラ鉢は分かるんですけれども、日当たりがよすぎるんじゃないのか。あれ、
日陰じゃないと、よっぽど腐葉土か何かを上へ敷かないと、できない作物なんで。それで照
っちゃうと、うんと当たっちゃうと葉っぱは全部増えないからですね。

○議長 いずれにしても、鉢で、それだけでやっていたというのがね、恐らく夏場の暑さ、猛
暑でからからだと思う。環境的には、あまり日陰ではなかったから。

○須賀 勤委員 今後、ミモザに対して、どのぐらいの、どう作るんだよという計画が立てら
れるのか、立てられないのかというところが重要になってくると思いますね。

ただ、山椒なんかも日当たりのいいところへざっと植えて作るんだというあれだと。

○議長 いずれにしても、本人がやる気なので、なるべく芽は摘みたくないという。それから、
それが発展して、そのミモザがどれぐらいかである程度流通ルートに乗ってね、関係作物と
していけるというめどが立てばね、波及効果もあると思うんですね。

ただ、あまり私も聞いたことはないけれども。ほぼ、枝ものの生花をドライフラワーに持
っていくというところが。

○1番常木三郎委員 新規にやろうと思っているんじゃないくて、今やっていることに付随でや
ろうとしているだけだから。それでもうけようとしているわけでは、最終的にはそうなんで
しょうけれども、今すぐもうけようというわけじゃないだろうから、別に大丈夫なんじゃな
いですか。

○9番齊藤喜久夫委員 いろんなことにチャレンジしていただくのはありがたいけれどもね。

○議長 そうそう、それはある。

○9番齊藤喜久夫委員 でも、何かシロップの話のあったしね。

○事務局 そうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 あまり現実離れしたやつを出されてもさ。現実離れと言っちゃ失礼だ
けれども、そういう話なんかもあるから、そういうのをまともに取り合っちゃっていいのか

などというのもあって。現実的じゃないという感じがしているから、それは考え方が古いのかもしれないけれども、夢は幾らでも見ても構わないけれども、現実的に施設に対する計画性とか、そういうのを勉強しておかないと、判断できないよね。こういう地域だから余計かもしれないけれども、ちょっと分かりません。

○事務局 商工会さんの動きで、商工会の青年部と言っていたかな、そちらのほうの動きで、長瀬町で桜とかいろいろ花はあるけれども、少し新しい花は何かないかなという中で、ミモザというワードが出たという、そのあたりも幾つか関連している可能性はあります。じゃ、やってみるよとなっているのか。

○議長 いずれにしても、栽培技術と、その辺をしっかり固めて、ある程度確証が得られた時点で、先ほど言ったように、土地のほうはやはり所有者が売りたいというのが先走っているから、こういう話なんだけれども、その辺はしっかり技術的なものが裏づけが取れたらということ、よろしいですか。

○事務局 はい。

○議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 皆様のほうから何かございましたら。よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、以上で本日予定した議題は全て終了いたしました。

これで議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 それでは、これをもちまして令和7年第4回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午後2時24分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和7年4月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 井 上 ゆかり

署名委員 山 口 俊 司